

公 示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

令和3年8月27日

中部運輸局長 嘉村 徹也

記

別添のとおりとする。

附 則

1. 本公示は、令和3年8月27日より適用する。

2. 「準特定地域における適正と考えられる車両数について」（令和2年8月28日付け中運局公示第23号）は、廃止する。

附 則（令和3年9月30日付け中運局公示第38号 一部改正）

本公示は、令和3年10月1日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和2年度末 車両数(両)	令和2年度末車両数 と適正車両数(上 限)との乖離率(%)
		上限	下限		
愛知	名古屋	2,349	2,219	5,276	55.5
	知多	122	116	341	64.2
	尾張北部	169	159	381	55.6
	尾張西部	111	104	235	52.8
	西三河北部	213	201	566	62.4
	西三河南部	124	117	325	61.8
	東三河南部	191	181	447	57.3
静岡	静岡	414	391	1,112	62.8
	浜松	326	308	868	62.4
	沼津・三島	264	250	630	58.1
	富士・富士宮	186	175	448	58.5
	伊豆	227	215	532	57.3
	藤枝・焼津	175	165	457	61.7
	磐田・掛川	108	102	301	64.1
岐阜	岐阜	281	265	756	62.8
	大垣	93	88	230	59.6
	東濃西部	73	69	177	58.8
	東濃東部	41	39	124	66.9
	美濃・可児	109	103	242	55.0
	高山	37	35	133	72.2
三重	北勢	202	191	444	54.5
	津	106	100	205	48.3
	伊勢・志摩	74	70	223	66.8
	松阪	60	57	138	56.5
福井	福井	151	143	564	73.2
	武生	26	25	61	57.4

※上記「令和2年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)を除く。)の数である。

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平均実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和2年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平均実車率 *2	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
愛知	名古屋	58,977,484	0.87	244,769,953	0.40	1,373,213	0.85	0.90
	知多	3,099,119	0.85	13,720,151	0.42	82,560	0.85	0.90
	尾張北部	3,863,568	0.87	15,314,890	0.42	98,864	0.85	0.90
	尾張西部	2,412,909	0.89	8,788,511	0.42	59,884	0.85	0.90
	西三河北部	4,905,689	0.85	20,529,021	0.43	141,056	0.85	0.90
	西三河南部	3,147,664	0.85	13,112,598	0.44	84,764	0.85	0.90
	東三河南部	3,836,126	0.86	15,319,209	0.43	119,240	0.85	0.90
静岡	静岡	9,114,698	0.87	33,187,266	0.45	241,910	0.85	0.90
	浜松	7,873,027	0.86	32,841,784	0.44	219,247	0.85	0.90
	沼津・三島	5,948,564	0.89	21,171,442	0.45	148,147	0.85	0.90
	富士・富士宮	3,673,183	0.87	14,588,125	0.44	117,751	0.85	0.90
	伊豆	4,152,326	0.88	15,332,107	0.43	125,834	0.85	0.90
	藤枝・焼津	3,479,802	0.87	13,172,045	0.44	104,287	0.85	0.90
	磐田・掛川	2,706,016	0.85	11,330,078	0.45	75,402	0.85	0.90
岐阜	岐阜	5,069,259	0.86	21,991,883	0.41	180,678	0.85	0.90
	大垣	1,551,629	0.87	5,944,177	0.42	54,119	0.85	0.90
	東濃西部	1,259,935	0.85	4,937,358	0.42	44,288	0.85	0.90
	東濃東部	737,471	0.86	2,921,490	0.43	25,385	0.85	0.90
	美濃・可児	1,675,488	0.88	7,085,223	0.38	61,301	0.85	0.90
	高山	630,854	0.79	3,652,704	0.43	36,533	0.85	0.90
三重	北勢	4,925,648	0.88	18,114,042	0.44	116,758	0.85	0.90
	津	2,165,234	0.92	6,718,471	0.43	48,349	0.85	0.90
	伊勢・志摩	1,315,467	0.83	6,668,756	0.44	61,239	0.85	0.90
	松阪	1,115,600	0.87	4,452,524	0.43	36,784	0.85	0.90
福井	福井	2,940,996	0.84	13,553,205	0.40	103,588	0.85	0.90
	武生	498,527	0.87	1,901,621	0.43	15,878	0.85	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
愛知	名古屋	82	0.64	0.66

※「平均対前年度比率」、「平均実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「平均対前年度対比」は、平成28年度から令和2年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*2……「平均総走行キロ」、「平均実車率」及び「平均延実働車両数」は、平成28年度から令和2年度における総走行キロ、実車率及び延実働車両数の平均値

*3……実働率の「上限」は85%とし、「下限」は90%とする。

*4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率